

(1) フォローアップ体制

開発援助は、開発途上国の発展に向けた自助努力を支援するものであり、援助対象となる開発事業は、途上国の責任のもとに行われるものです。援助機関としても、事業の完成後、当初期待された効果が達成されたかどうかを評価し、そこから得られた教訓を今後の活動に活かしていくことが重要です。こうした見地から、OECFでは、1975年度に当時の調査開発部調査第2課において調査業務の一環として事後評価活動を開始しました。その後、OECF借款による完成案件が増加するのに対応して、評価業務を充実させるために1981年に事後評価を専門に行う業務監理室を設置しました。更に1985年には業務監理室を業務監理部へと発展的に改組し、従来からの評価業務を引き続き実施する評価課に加えて、評価結果等を踏まえ、完成後のフォローアップ¹を行う監理課が設置され現在に至っています。業務監理部で主として行なうフォローアップ業務は以下の通りです。

(2) 事後評価

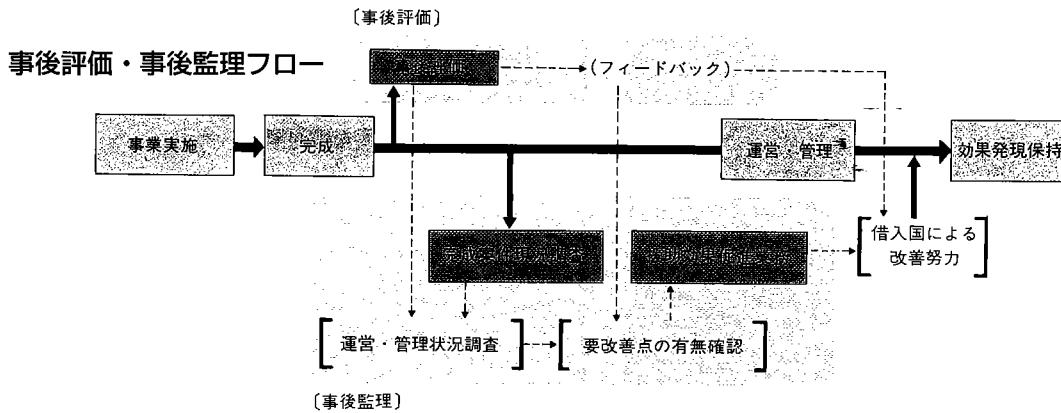
事後評価は、借款の融資対象となった案件の実施と運営について、当初計画に比べどのように行われているか、またその案件が当初想定していた

とおりの効果をあげているか、を事後的に確認することを目的としています。さらに、この事後評価を通じて得られた貴重な経験を、その後の案件の発掘・審査・実施・監理等にフィードバックし、こうした経験が活かされるように心がけています。

評価方法としては、OECF単独によるものその他、借入国と共同して調査を行い、評価に対する借入国側の認識を高めるようにしたり、協調融資案件については、世界銀行等協調融資機関との共同評価を行うようにしています。さらに、評価の客観性・中立性をより一層高めるため、現地の大学等を含む調査研究機関に委託した調査も行っています。

また、評価は通常、個別の事業毎に行いますが、特定の地域やセクターにおいて複数の案件が集中して実施されている場合は、それらの案件の経済的、社会的なインパクトを地域・セクターレベルで把握するためのインパクト調査も行っています。

開発援助事業は、先進国とは異なる条件の下で実施されているものであり、実施段階でのスケジュール管理には、種々の困難を伴いますが、OECF借款のこれまでの評価結果を見ると、借入国政府や実施機関等、事業関係者の努力を通じて、概ね当初期待された効果が発現されています。他方、一部の事業については、借入国における完成後の



運営面等で一層の改善努力を必要とするものも見受けられますが、OECF としても借入国との協議を通じ的確なアドバイスを行うよう努めています。

第2章においては、1990年度に実施された事後評価の結果を掲載しています。

(3)事後監理

事後評価によって、案件の完成までの実施過程および完成後の一定期間の運営・維持管理状況が把握されますが、案件によっては効果発現にある程度の期間を要するものがあり、また効果そのものも、持続性のあるものかどうかが重要なポイントです。このため、事業効果の発現を見極めるためには、必要に応じある程度長期的、継続的にフォローしていくことが重要です。また、事後評価および運営・維持管理状況の調査で改善を要する点が確認された案件に対しては、借入国側の自助努力を前提としつつも、必要に応じて追加的協力の可能性を考えていくことが求められています。

上記の事後評価、運営・維持管理状況の調査および状況に応じて展開される追加的協力等は総称して、事後監理とよばれていますが、その目的は、事業完成後の運営状況を把握するとともに、仮に何らかの改善策の必要性が認められる場合には然るべき対応策を検討することによって、事業効果の一層の促進を図ることにあります。

このような事後監理の一環として、完成案件現況調査および援助効果促進業務が行われています。

●完成案件現況調査

完成案件現況調査は案件の完成後の運営・維持管理状況を中心に調査を行うもので、長期的、継続的なフォローを行うために、同一案件に対し、原則として完成後3年目と7年目に調査を行うことにしています。この現況調査は1989年度にス

タートしましたが、1990年度には、現地調査の実施を含め完成案件の運営・維持管理状況をより一層的確に把握するよう努めています。

●援助効果促進業務

「援助効果促進業務」(Special Assistance for Project Sustainability : SAPS) は、事業効果を一層高め、持続させていく上で課題を調査し、具体的な改善・解決策を提案することを主な内容とするものです。事業が完成した後の運営・維持管理は、借入国側の責任において行われるものですが、個々の案件に関して何らかの改善措置が必要となった場合、借入国側からの協力要請に応じ、協力の必要性・緊急性を検討した上で本業務を実施することとしています。

1990年度は、マレーシアおよびパプア・ニューギニアの水力発電、タイの種子増殖、インドネシアの史跡公園、パキスタンのセメント工場の案件について、援助効果促進業務を実施しました。水力発電については、発電所施設改善、運転改善に係る助言、種子増殖の場合は、種子センター設備・運営の改善に係る助言および種子普及・配付に係る助言・指導、史跡公園の場合は、公園施設の活用策・公園運営の改善策に係る助言、またセメント工場については、工場設備・操業技術の改善に係る助言をそれぞれ主要内容とする業務でした。

(4)完成案件効果有識者調査

OECFの融資した案件の視察等を通じた調査を、第3者の有識者に依頼し、評価の客観性を高めるとともに、円借款の効果について理解を深めてもらうことを目的として、1989年度より完成案件効果有識者調査が実施されています。

1990年度は、渡辺利夫東京工業大学教授が中国の案件を、草野厚慶應大学教授がインドネシア、タイ、インドの案件を調査しました。